

工作物石綿事前調査者講習

募集要項(福山市版)

本講習は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づき、解体、改修等の事前調査を適切に行い、石綿の飛散防止に資する調査者の養成を図る講習です。

1. 工作物石綿事前調査者講習について

本講習は、2日間の座学を通じ、石綿及び石綿含有資材に関する基礎知識、関連疾患、関係法令、事前調査の手法(図面調査、目視調査、分析、報告書作成等)等に関する知識の習得を図る内容となっています。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて工作物や工作物石綿事前調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)	卒業後の <u>工作物に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者(学歴不問)	<u>工作物に関する</u> 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習(※1)を修了した者	<u>工作物石綿事前調査に関</u> <u>する</u> 実務経験年数：5年以上
8	石綿作業主任者技能講習(※2)を修了した者(実務経験年数不問)	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※3)	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	作業環境測定士(※4)	<u>工作物石綿事前調査に関</u> <u>する</u> 実務経験年数：5年以上

【海外の大学で工学課程を卒業した方など1～11に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

※4 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう

* 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

* 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「4. 申込みに必要な書類」を参照ください。

(2) 受講料

49,500円【消費税込、テキスト代込】(適用税率10%)

(3) 受講日程

開講時間は両日とも9:30から、終了時刻は1日目は17:40、2日目は17:30です。(予定)

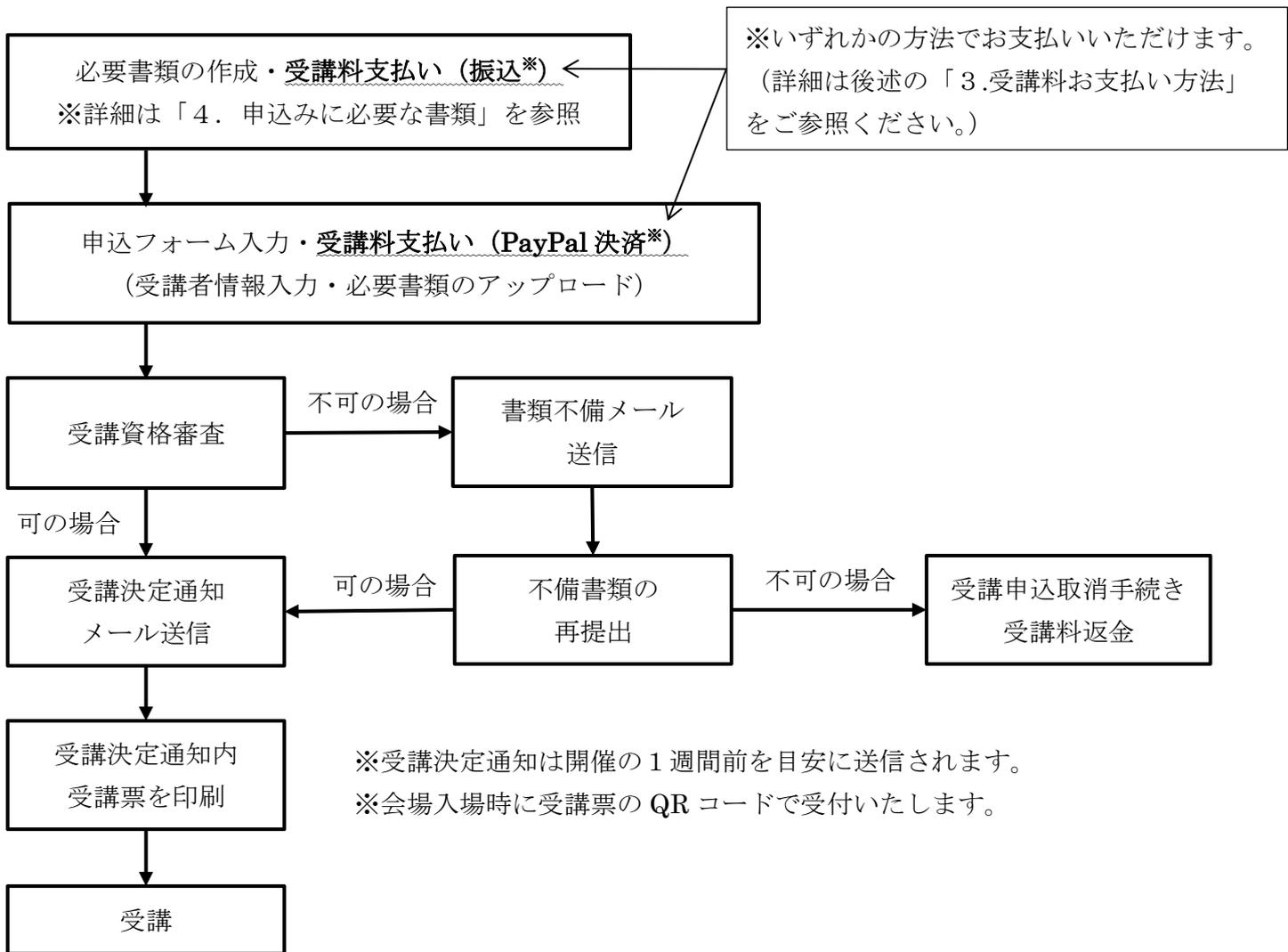
(4) 持ち物

筆記用具(筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用)

自動車運転免許証等、顔写真で本人確認が可能なもの(2日目のみ)

上履き(会場は土足厳禁となっております)

2. 受講申し込み方法・手続きの流れ



① 申し込み時に必要な書類は以下のとおりです。

- ・様式-1
- ・様式-2
- ・卒業証明書（区分1～4の方）
- ・資格証明書（区分7、8、11の方）
- ・顔写真（縦551px×横413px以上のもの。ファイル名は氏名にしてください）
- ・受講料振込票（ネットバンキングでお振り込みの場合は、振込完了画面をスクリーンショットしたもので可）※PayPal決済の方は不要
- ・建築物石綿含有建材調査者の方は修了証の写し（取得されていない方は不要です）

※詳細は後述の「4. 申込みに必要な書類」をご参照ください。

※すべての必要書類が揃い、受講料の入金が確認できた時点で申込み完了となります。

② 当センターホームページに掲載の開講情報をご参照いただき、受講を希望される会場をお選びください。

③ 申込フォームから、必要情報・必要な書類を用意のうえご入力をお願いいたします。

【その他申し込みに必要な事項】

- ・定員に達した時点で受付を終了させていただきます。
- ・キャンセル待ちは承ることが出来かねますのでご了承ください。
- ・お電話等による申込予約はできません。

3. 受講料お支払い方法

以下の2種類の方法でお支払いいただけます。

① PayPal 決済（クレジットカード、デビットカード）の場合
申込フォームの決済画面にてお手続きください。（図1～図3）

【ご利用いただけるカードの種類】

- ・クレジットカード：VISA、MASTER、JCB、American express
- ・デビットカード：国際ブランドがついたデビットカード(Visa デビットなど)

注文内容

商品名	価格(税込)	数	小計
工作物石線事前調査者講習	55,000円	1	55,000円
商品合計			55,000円
お支払い方法	PayPalでお支払い		
合計	55,000円(税込)		

PayPal

デビットまたはクレジットカード

Powered by PayPal

戻る

PayPal の ID をお持ちの方はこちらをクリックして、決済に進んで下さい。
※決済画面は図2参照

PayPal の ID をお持ちでない方（デビットカード、クレジットカードでのお支払い）はこちらをクリックして、決済に進んで下さい。
※決済画面は図3参照

図1 PayPal での支払い方法

PayPalで支払う

PayPalアカウントをご利用の場合は、買い手保護制度とリワードの対象となります。

アドレスまたは携帯電話番号
hiroyuki_sasaki@jesc.or.jp

パスワード

パスワードを忘れた場合

ログイン

または

アカウントを開設する

日本語 | English

PayPal のログイン情報（メールアドレス、パスワード）をご入力いただき、決済をお願いいたします。

図2 決済画面①

図3 決済画面②

② 銀行振込の場合

事前に指定の口座へご入金いただき、申込フォームご入力の際に銀行振込票等の書類をご提出ください。

※振込手数料はご負担願います。

▼口座情報

振込先	三菱UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金
口座番号	6 7 2 3 3
口座名義	一般財団法人 日本環境衛生センター (イッパングァンホウジン ニホンカンキョウエイセンター)

4. 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。

受講資格 区分番号	様式-1 (excel提出)	様式-2 実務経験証明書 (PDF提出)	各種証明書 (PDF提出)	銀行振込票 (PDF提出)	顔写真 (jpg・jpeg・png・bmpの いずれかの画像ファイル で提出)
1	○	○	卒業証明書	○ ネットバンキング で振込の場合、 振込完了画面の スクリーンショット でも可 ※PayPal 決済の 方は不要	○ 画質が鮮明で無帽・ 無背景のもの デジタルカメラ・スマ ートフォンなどで撮影 したものでも可
2		○	卒業証明書		
3		○	卒業証明書		
4		○	卒業証明書		
5		○	-		
6		○	-		
7		○	特定化学物質等作業主任者証		
8		-	石綿作業主任者技能講習修了証		
9		○	-		
10		○	-		
11		○	登録証		

※ 卒業証明書に工学に関する学科が明記されていない場合は、卒業証明書に加え、履修科目証明書または成績証明書のご提出をお願いいたします。

※ 申込み者が会社代表者の場合は、会社定款、事務所登録等、それを証明する書面のご提出をお願いいたします。

※ 建築物石綿含有建材調査者の方は、修了証の写しの添付をお願いいたします。

5. 申込書の審査・受講決定

- ① 受講資格の適合について申込書類の審査を行います。この審査を通過した方には、講習開講日の1週間前を目途に受講決定通知メールを送信いたします。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ② 受講決定通知メールを受け取った際には、必ず「氏名」「受講会場・日時」等をご確認ください。
- ③ 受講決定通知発行後のキャンセルはできません。会場変更については、本人の申し出により受講申込み年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- ④ 受講決定通知発行後は、原則として受講料の返金はいりませんのでご承知ください。

6. 講習当日の注意点

- ① 本講習及び修了考査では、規程上遅刻が認められません。各科目の開始前までに着席するようにお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎてても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- ② 講習当日は、会場の受付で事前に送付させていただいた受講票をご提示ください。テキストは、受講時にお渡しいたします。
- ③ 講習期間中の宿泊施設、昼食は、各自でご用意ください。
- ④ 駐車場の数に限りがありますので、乗り合わせ又は公共交通機関をご利用下さい。
- ⑤ 災害、感染症拡大等やその他当センターの責めに帰さない事由により、当初予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。
- ⑥ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程では、受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）で受講する場合には工作物石綿事前調査に関する基礎知識1の科目を、建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る。）、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者については、工作物石綿事前調査に関する基礎知識1及び2並びに工作物石綿事前調査報告書の作成の科目を免除することができますが、当センターの講習では理解度の向上を図る観点から開講時から受講して頂くことになっています。

7. 修了考査について

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。
- ② 修了考査は、筆記試験の満点が100%として「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ③ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。
- ④ 修了考査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。

8. 修了証明書の交付

- ① 修了考査に合格した方には、当センター理事長が認定する『工作物石綿事前調査者』の修了証明書が付与されます。
- ② 受講申込書等の記入事項に虚偽の事実や修了考査において不正行為等が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ③ 修了考査に合格した方の修了情報について、所管省庁などに報告させていただく場合がございます。予めご了承の上、お申し込みください。

◇講習に関するお問い合わせ◇

一般財団法人 日本環境衛生センター サステナブル社会推進部 石綿調査者講習事務局
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークプラザ5階 電話：044-578-1930